

令和6年2月9日

【所管事務の調査（報告）】

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等（令和7年度施行分）の改正の考え方の策定について

資料 1 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等（令和7年度施行分）の改正の考え方（案）の意見募集の実施結果について

資料 2 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等（令和7年度施行分）の改正の考え方の概要

資料 3 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等（令和7年度施行分）の改正の考え方

環 境 局

## 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等（令和7年度施行分）の改正の考え方（案）の意見募集の実施結果について

### 1 概要

本市では、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しており、脱炭素化の取組をさらに加速させるため、令和5年3月に「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を改正したところです。

このたび、制度1「特定建築物太陽光発電設備等導入制度」及び制度2「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」について、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等（令和7年度施行分）の改正の考え方（案）」を取りまとめ、皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、23通（意見総数28件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

#### （1）パブリックコメント手続

題名	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等（令和7年度施行分）の改正の考え方（案）について
意見の募集期間	令和5年12月11日（月）から令和6年1月15日（月）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政だより（1月1日号掲載）</li> <li>・市ホームページ</li> <li>・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館</li> <li>・各生活環境事業所</li> <li>・環境局脱炭素戦略推進室（市役所本庁舎21階）</li> <li>・説明会（令和5年12月21日、22日及び令和6年1月9日実施）</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館</li> <li>・各生活環境事業所</li> <li>・環境局脱炭素戦略推進室（市役所本庁舎21階）</li> </ul>

#### （2）説明会

オンライン説明会 開催日、参加人数	制度1 令和5年12月21日（木）	47人
	制度2 令和5年12月22日（金）、令和6年1月9日（火）	85人

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		23 通 （28 件）
内	電子メール(フォーム含む)	3 通 （ 6 件）
	F A X	0 通 （ 0 件）
	郵送	0 通 （ 0 件）
訳	持参	0 通 （ 0 件）
	説明会	20 通 （22 件）

### 4 御意見の内容と対応

制度に関する技術的内容や手続きに関する意見等が寄せられたことから、一部意見を踏まえ、技術的内容についてより明確に示すために修正を行うとともに、所要の整備等を行った上で、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等の改正の考え方を策定します。

#### 【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

#### 【意見の件数と対応区分】

項目	意見数	A	B	C	D	E
【制度1】 特定建築物太陽光発電設備等導入制度	4 件	0	0	0	4	0
【制度2】 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度	14 件	1	0	1	12	0
その他制度全般	10 件	0	4	1	5	0
合計	28 件	1	4	2	21	0

## 5 具体的な御意見内容と考え方

### (1) 【制度1】特定建築物太陽光発電設備等導入制度

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	太陽光発電の場合は壁面設置など発電量が1,000kWh/年間を下回る場合でも公称容量で判断されるのか。	太陽光発電設備は、設置場所に関わらず、公称最大出力の合計出力により基準適合を判断するものとします。	D
2	例えば風力などのその他の再エネ利用設備では設置条件に基づく発電量シミュレーションにより算定が必要か。	風力発電設備などのその他の再エネ利用設備においては、風況予測や発電量予測シミュレーションを必ずしも求めるものではありませんが、年間電力量（見込）の根拠資料等について提出を求めるものとします。	D
3	太陽光発電等設置後に維持管理の最低期間等はあるか。	当該特定建築物又はその敷地（オンサイト）における太陽光発電設備等の設置については、長期的には所有者に経済メリット等があることから、通常は短期間での撤去は見込まれないものと考えており、維持管理期間の制限は設けておりません。	D
4	規則を守らなかった場合の罰則はあるか。	<p>計画書等に基づいて適合状況を公表することで、事業者の事業活動を脱炭素化へ誘導することを目的としている制度であり、罰則規定はありません。</p> <p>なお、条例において、市は必要な限度において報告を求め、又は事務所への立入調査を行うことができることを定めております。更に、計画書が提出されない場合等は、勧告し、従わない場合はその旨及び当該勧告を受けた者の氏名等を公表できることを定めております。</p>	D



(2) 【制度2】特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
5	特定建築事業者の定義について、同一グループの企業であっても、別資本となる場合は別の特定建築事業者の扱いとなるか。	別法人の場合は別の特定建築事業者の扱いとなります。	D
6	請負として施工するハウスメーカーの場合、事業主からすると依頼するメーカーによって太陽光の設置義務の有無が異なるということか。	本制度の対象事業者は自ら当該工事を行うもの（工事施工者）であるため、請負として施工する場合であっても、依頼を受けたハウスメーカーが対象事業者である場合はそのハウスメーカーに設置義務が生じます。したがって事業主にとっては建築を依頼するハウスメーカー（工事施工者）によって対象事業者である場合と、対象事業者ではない場合があります。  ただし、算定基準率70%を設定することで、全棟に設置しなくても対象事業者が新築する建築物全体の総量で基準適合できる制度としており、市民・事業者などの建築主が設置を判断することが可能となっております。	D
7	対象かどうかの基準は計画変更を含み確認申請交付日と理解してもよいか。	ある年度における対象事業者の判断基準は、当該年度に建築基準法に基づく建築確認済証が交付された建築物によるものとします。また、計画変更があった場合は当初の確認済証が交付された年度とします。	D
8	現在のところ、何社くらいが対象事業者となりそうか。	市内の過去の実績より、20～30社程度が対象事業者となると想定しています。	D
9	東京都の対象の建築物は規格建築物だが、川崎市ではどうか。	本市では多くの建築物を建てられる建築事業者を義務制度の対象としており、建築物を「自らが定めた規格に基づくものとする」規格建築物は建築物の条件として規定しておりません。	D
10	周りの建築物などで日陰になるので、という理由は対象外の理由になるのか。	周りの建築物などで日陰になるという理由では設置可能棟数の算定から除外することができる建築物には該当しません。算定基準率70%、棟当たり基準量2kWなどの中で義務を履行していただくこととなります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	屋根の考え方は南面だけか。東と西面の屋根はどう考えるか。	例えば、真東を向いた屋根や真西を向いた屋根は、南面等屋根に含みます。また、南面等屋根は水平屋根又は南を含む東から西までに面する屋根とします。	D
12	「建築面積が20㎡未満、南面等屋根の水平投影面積が20㎡未満の建築物等は、年間供給棟数から除外することができる」について、仮に全ての建物が相当する場合は0kWとなることも認められるか。	市内における当該年度の供給棟数のうち設置可能棟数が0棟である場合、設置基準量は0kWとなります。  ただし、この場合においても特定建築事業者に該当し、報告書の提出が必要となり公表の対象となります。	D
13	No. 12の意見が認められる場合、北向き片流れの採光を重視した設計に集中することで完全回避することができることとなり、今回の規則の狙いと合わないと思う。	新築建築物への太陽光発電設備設置を推進していくことは、2050年に脱炭素社会実現するために必要な取組であり、その趣旨を対象事業者に理解していただけるよう努めてまいります。  なお、いただいた意見のような報告があった場合は、追加報告や立入調査などの実施や、必要に応じて規則等の変更を検討します。	C
14	設置可能棟数の算定から除外できる建築物の条件は2つあるが、両方を満たすことが条件か。どちらか一方でも対象か。	設置可能棟数の算定から除外することができる建築物の2つの条件（①建築面積が20㎡未満の建築物、②南面等屋根の水平投影面積の合計が20㎡未満の建築物）のいずれか一方に該当する場合は、除外することができます。	D
15	詳細規定はこれから内容を検討していくと思うが、基準値が変わるような可能性はあるか。	資料で示した設置基準量等の基準値は、有識者ヒアリング等を踏まえて本市としての考え方を取りまとめたもので、基準値を含め「改正の考え方」に変更はありません。今後、「改正の考え方」に基づいて規則改正を行ってまいります。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	<p>同じ建築物の中で太陽光発電設備と熱利用設備を併用した場合、両方の発電量を計上可能か。</p>	<p>両方の発電量を合算して計上することができます。</p> <p>合算して計上できることを明確に示すために、考え方P9及びP26に「太陽光発電設備と太陽光発電設備以外を併用する場合は、設置量は合算した容量とすることができる。」を追記し、P27に熱利用設備の熱量換算方法と計算例を示した資料を新たに追加しました。</p>	A
17	<p>東京都では実績管理や報告書作成のツールを検討しているが、川崎市ではそのようなツール作成の予定はあるか。</p>	<p>制度対象者の皆様が活用いただけるよう、報告書等の様式データを市のホームページに公表する予定です。</p>	D
18	<p>報告書にて、図書の保管について『一定期間』とあるが、期間は施行日までには明確になるという理解でよいか。また期間内に紛失等の事態が発生した場合の罰則等はあるか。</p>	<p>一定期間については、要綱等において施行日までに示してまいります。</p> <p>また、罰則規定はありませんが、条例において、市は必要な限度において報告を求め、又は事務所への立入調査を行うことができることを定めており、期間内に紛失等の事態が発生した場合には、状況を確認するための調査等を行うことがあります。</p>	D



(3) その他制度全般

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
19	<p>これまでパブリックコメント以外に事業者にもヒアリングしており、各方面への配慮がされていると推察できる。</p> <p>また、これから建てられる新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化し、取組を進めることについて強く共感する。</p> <p>以上の理由から、今回の条例規則改正の考え方に賛同する。</p>	<p>本市の再エネ導入拡大においては、建築物への太陽光発電設備設置が最も有効な手段となり、これから新築される建築物の多くが2050年もストック（蓄積）されるため、太陽光発電設備の導入について、今後も取り組んでまいります。</p>	B
20	<p>義務が課される業者以外にも報告書を提出できるとのことだが、そのような大手以外の工務店ほど、地元密着で、川崎市の発展に深く関わってくると思うので、研修制度や、再エネ設備の説明方法など、きめこまかな支援をお願いする。</p>	<p>本市では市域の太陽光発電設備導入を促進するために、市内の中小規模事業者の皆様の取組を促していくことも重要と考えておりますので、太陽光発電設備の正確な情報発信や、太陽光発電の研修・セミナーにより支援を行ってまいります。</p>	B
21	<p>国土交通省の説明義務動画は、投資回収まで22年かかるなど、実際とは異なる説明となっている。実際はもっと短い期間で回収できると思う。ぜひ、最新の情報で、川崎市で独自の資料と説明動画の作成をお願いします。</p>	<p>本市では太陽光発電設備設置に伴う収支のシミュレーションをはじめとして、太陽光発電設備に関するよくある疑問をとりまとめた、「太陽光発電設備等に関するQ&amp;A」をホームページ上に掲載しております。引き続き、市民・事業者の皆様に対して、正確な情報発信を行ってまいります。</p>	B
22	<p>建築物太陽光発電設備等総合促進事業の案について積極的に賛成する。</p> <p>東京都の同様の事業との整合性も検討されていて、制度の対象となる事業者のうち過半の事業者が東京都と川崎市と両方の地域で建築事業を行っていることを鑑みると、実務運用上もスムーズに事業者に導入されると思う。</p> <p>本事業の推進により脱炭素社会の実現に向けて導くようお願いする。</p>	<p>制度設計にあたっては、近隣都市の制度や制度対象者の負担などを考慮して検討を進めてまいりました。</p> <p>本事業の推進により、再生可能エネルギーの導入拡大を進め、2050年の脱炭素社会の実現に向けて取組を推進してまいります。</p>	B



No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	<p>川崎市は2050年の脱炭素社会実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大を進めており、目標は2030年度までに33万kW以上の導入、2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロだが、その間の全体の進捗状況について、市民、建築事業者の動機づけになるのであれば公表することを期待する。</p>	<p>市はPDCAサイクルを基本とした進行管理を行い、「かわさき環境白書」などにより取組状況を取りまとめて公表しております。</p> <p>公表を行う際には、市民、事業者の皆様によりわかりやすい発信に努めてまいります。</p>	D
24	<p>建築物省エネ法の建築物再エネ利用促進区域制度との関連について関係部局との連携を至急進めてほしい。</p> <p>同制度の導入を検討してもらえると、市民や事業者にとってメリットが大きいと思う。</p>	<p>建築物再エネ利用促進区域制度は、建築士の説明義務や建物の形態規定の緩和などの再エネ利用設備設置を促進するための措置を講ずることが可能となります。</p> <p>一方本市は、令和5年3月に川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の改正において、建築士の説明義務について「建築士太陽光発電設備説明制度」として制度化し、令和6年4月から全市域での運用開始を予定しております。なお、促進区域制度の導入については所管部局と連携し検討してまいります。</p>	C
25	補助金などの支援策はあるか。	<p>補助金については、現行のスマートハウス補助金を見直し、市域への再エネ普及・地産地消に向けた住宅用太陽光発電設備、蓄電池等の設備導入支援のための新たな補助制度の創設を検討しています。</p>	D
26	東京都のように機能性PVへの優遇等検討はあるか。		D
27	東京都は、より搭載容量を多くする取り組みとして、効率よく屋根に設置できる太陽光パネルなどに追加の補助金を検討しているが、川崎市ではどうか。		D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
28	<p>太陽光パネルの設置義務化に関して、以下の理由により反対する。</p> <p>① 初期設置費用が高額である。</p> <p>② 天候等により発電量が不安定になる。</p> <p>③ 発電効率が悪い（20％）。</p> <p>④ 定期的なメンテナンスコストがかかる。</p> <p>⑤ 屋根に対する負荷が生じ、新築とはいえ地震に対するリスクが高まる。</p> <p>⑥ 地震によって家屋が倒壊し、落下したパネルによる火災や感電のリスクがある。</p> <p>⑦ パソコンから発生する電磁波が有害である。</p> <p>⑧ リサイクル等の処分コストがかかる（30万円）。また有害な重金属等による環境リスクが高まる。</p> <p>なお、設置義務化が実施されたとしても、上記デメリット、リスクは説明義務が生じると考えられる。</p>	<p>新築等建築物への太陽光発電設備設置を推進していくことは、2050年に脱炭素社会を実現するために必要な取組であり、同設備設置を義務化することは、令和5年3月に「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を改正し規定しております。</p> <p>また本市では、太陽光発電設備に関する初期設置費用、メンテナンス、廃棄・環境問題などの疑問を解消していただくために、「太陽光発電設備等に関するQ&amp;A」をホームページに掲載しております。</p> <p>なお新築時に太陽光パネルを屋根に設置する場合、太陽光パネルの重量を加えて構造計算を行い、新耐震基準を満たすことが必要となります。またパソコンの電磁波については、現在のパソコンは安全基準を満たし、第三者認証を受けたものがほとんどですので、一般家庭の家電製品と同等の電磁波の強さになります。</p> <p>こうした市民の皆様の意見に対しましては、引き続き、太陽光発電設備に関する正確な情報等をしっかりとお伝えしていくとともに、脱炭素社会の実現に向けて制度の必要性・有効性等について共感が得られるよう、Q&amp;Aや要綱、ガイドライン等の充実化を図りながら、制度内容のわかりやすい周知広報を進めていきます。</p>	D

## 6 パブリックコメント意見を踏まえた変更点

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
太陽光発電設備設置と熱利用設備を併用した場合について追記	(考え方P 9、P 26) ※太陽光発電設備と太陽光発電設備以外を併用する場合は、設置量は合算した容量とすることができる。	(考え方P 9、P 26) 記載なし
熱利用設備の単位換算の考え方について資料を追加	(考え方P 27) 熱利用設備の熱量換算方法と計算例を示した資料を新たに追加	(新設)

その他、所要の整備を行っています。

## 7 今後のスケジュール

- 令和6年2月9日 パブリックコメントの結果公表
- 令和6年3月末 改正施行規則の公布
- 令和6年度 関係団体、制度対象者等への周知
- 令和7年4月1日 改正施行規則の施行



## 4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

### 2 制度の対象となる設備 【条例第25条第1項】

#### 対象設備

#### 条例 要旨

- **太陽光発電設備その他の再エネ利用設備が対象**
  - ・ 当該特定建築物又はその敷地（オンサイト）に、太陽光発電設備**その他の再エネ利用設備**<sup>①</sup>であって**規則で定める基準**<sup>②</sup>に適合するものを設置しなければならない

※ 太陽光発電設備による場合、規則で定める基準に適合する定格出力を備えたものとする。

#### 規則等 改正の 考え方

#### ①、②-1 規則等で定めるその他の再エネ利用設備・その基準

その他の再エネ利用設備の種類 <sup>※1</sup>	設置基準量
太陽熱を利用する設備	当該設備による再エネ利用量と同程度の量において太陽光発電設備の設置とみなす <sup>※3</sup> 【発電設備】 電力量1,000kWh/年間を太陽光発電設備 1 kW相当とする 【熱利用設備】 利用量3,600MJ/年間を太陽光発電設備 1 kW相当とする
地中熱を利用する設備	
バイオマスを利用する設備	
風力発電設備	
その他の再エネ利用設備 <sup>※2</sup>	

※1 大気中の熱その他の自然界に存する熱を直接利用するものを除く。

※2 将来の技術革新の動向を踏まえ、必要に応じて追加を検討。

※3 太陽光発電設備と太陽光発電設備以外を併用する場合は、設置量は合算した容量とすることができる。

## 6 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

### 3 代替措置 【条例第26条第2項】

#### 代替措置（太陽光発電設備以外）

条例  
要旨

- 太陽光発電設備の設置に代わる脱炭素エネルギー源の利用を促進するための措置
  - ・ **規則で定める措置<sup>①</sup>**を講じることができる
  - ・ **規則で定める出力の量<sup>②</sup>**の太陽光発電設備を設置したものとみなす

規則等  
改正の  
考え方

#### ①-1、②-1 規則等で定める代替措置（太陽光発電設備以外）・出力の量

太陽光発電設備の代替措置となる設備の種類	履行概要
太陽熱を利用する設備	・ 設備の設置場所は当該中小規模特定建築物又はその敷地内
地中熱を利用する設備	・ 熱量換算による導入
その他脱炭素エネ利用設備	・ 個別に太陽光発電相当量を算出

- ▶ 太陽熱、地中熱利用は**1棟あたり太陽光発電設備2kWを設置したものとみなす**
- ▶ 2kW以上の熱利用量があると認められる場合は、**当該熱利用量に相当する太陽光発電設備を設置したものとみなす**ことができる

※太陽光発電設備と太陽光発電設備以外を併用する場合は、設置量は合算した容量とすることができる。

## 6 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

### 熱利用設備の熱量（エネルギー）換算方法

- ▶ 太陽光発電設備による年間発電量（建築設備設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修より）  
太陽光発電設備 1kWあたり 約1,000kWh/年の発電量
- ▶ 熱エネルギーの単位（MJ）に変換  $1,000\text{kWh}/\text{年} = 3,600\text{MJ}/\text{年}$  【1kWh = 3.6MJ】

規則等  
改正の  
考え方

### 熱利用量から太陽光発電設備相当量への換算方法

熱利用量3,600MJ/年を太陽光発電設備 1kW相当とする

### 計算例（太陽熱利用設備の場合）

住宅用の太陽熱利用設備を設置する場合を想定します。

【一般社団法人ソーラーシステム振興協会HP】  
太陽熱利用システム導入効果の目安

太陽熱システムの種類	大きさ例	太陽熱利用量※
ソーラーシステム	6㎡ (300L)	9,399MJ/年

※太陽熱利用量は、実際に設置する設備により異なるため、根拠資料等を提出する。

設置量

熱利用量から太陽光発電設備相当量への換算  $9,399\text{MJ}/\text{年} \div 3,600\text{MJ}/\text{年} \div 2.6$   
太陽光発電設備2.6kWを設置したものとみなす